

Bi-Weekly Newsletter

Aug 14, 2019 | ISSUE 26

I. 統計資料

02

- 2018年納付期限延長など納税猶予実績

II. 産業ニュース

02

- 上半期税収、昨年より1兆ウォン減（1~6月税収現況）

最新事例・判例

03

- 法人税法上の国内源泉所得イシュー（基準-2019-法令解釈国租-0319,2019.05.16.）
- 国外に登録された商標権を外国法人から買い取ってその対価を国内で支払う場合、該当金額は外国法人の国内源泉所得に該当するか

【ご案内】 2019改正税法セミナー

- 日程：9月19日（木）午後2時～5時（日本語&韓国語それぞれ1.5時間ずつ）
- 場所：LS龍山タワー2階 ミルホール
- 具体的な日程は別途ご連絡および次のWeekly Newsletterでご案内します。

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 2018年納付期限延長など納税猶予実績

- 国税庁国税統計(<https://stats.nts.go.kr>)

主な内容

- 国税庁が公開した2018年度納付期限延長など納税猶予実績は下記の通り。
- 2018年度に納付期限の延長を受ける、または徴収、滞納処分の猶予を受けた納税猶予実績は約32.7万件であり、金額は約6兆8,891億ウォンに達することが確認された。
- したがって、韓国国内の税金納付と関連して納付期限の延長、徴収猶予、滞納処分猶予などの手続きの活用を状況に応じて考慮することも有効であると思われる。

区分	期限延長		徴収猶予		滞納処分猶予		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2014年	138,560	2,905,547	177,460	2,928,778	10,901	295,768	326,921	6,130,093
2015年	114,858	2,740,193	116,374	2,856,114	22,228	355,377	253,460	5,951,684
2016年	135,457	3,970,447	296,426	3,704,080	22,741	429,464	454,624	8,103,991
2017年	147,269	3,825,722	260,524	3,475,883	21,803	398,266	429,596	7,699,871
2018年	151,240	3,827,533	150,119	2,755,095	25,238	306,466	326,597	6,889,094

II. 上半期税収、昨年より1兆ウォン減（1～6月税収現況）

- 企画財政部報道資料(<http://www.moef.go.kr>)

- 企画財政部が2019年8月7日に発刊した『月刊財政動向』8月号によると、今年1～6月の国税収入は156兆2千億ウォンで、昨年同期より1兆ウォン減少したと集計されるなど、直近4年間続いた税収好況は終了したことが明らかになった。
- 予算基準税収進度率は1年前より0.5%下落した53.0%を記録した。税収進度率とは、政府が1年間で徴収しようとする税金目標額の中で実際に徴収した金額が占める比率を意味する。
- 累積国税収入は2月から5ヶ月連続で1年前より少なく、企画財政部は地方消費税率の引き上げ（11→15%）による付加価値税減少分（マイナス1兆8千億ウォン）の影響が大きいと説明した。
- また、上半期の税外収入は14兆1千億ウォンで1年前より6千億ウォン減少し、基金収入は75兆7千億ウォンで1年前より3兆9千億ウォン増加した。
- 税金と税外・基金収入を加えた上半期の総収入は246兆ウォンで1年前より2兆3千億ウォン増加し、同期間の総支出は284兆5千億ウォンで37兆2千億ウォン増えた。
- したがって、総収入から総支出を差し引いた6月までの統合財政収支は38兆5千億ウォンの赤字を記録した。
- 上記の内容は、韓国内景気低迷などの経済動向により統合財政指数が赤字を記録しているだけでなく、直近4年間続いた税収好況は終了していると見られ、韓国国内で事業を継続していくためにも韓国の経済動向を注視する必要があると思われる。

1. 争点

- 国外に登録された商標権を外国法人から買い取ってその対価を国内で支払う場合、該当金額は外国法人の国内源泉所得に該当するか

2. 事実関係

- 対象法人はハンドバッグおよびアクセサリー製造業を経営する内国法人で、2016年～2017年に商標権所有者であるドイツ、フランス法人から国内・国外で登録された商標権に対する権利を取得する契約を締結して売買代金を支払った。

* 国内登録商標権の売買代金については法人税法において外国法人の国内源泉所得に該当する、という事実には意見の相違はない。

- 対象法人は上記商標権の売買代金に対して租税条約による非課税・免除申請書および外国法人の国内源泉所得などに対する支払明細書を提出していない。

3. 回答内容

- 外国法人が国外に登録された商標権を内国法人に譲渡することによって生じる所得は「法人税法」第93条第8号による国内源泉所得に該当する。

4. 関連法令など

- 法人税法第93条【外国法人の国内源泉所得】

外国法人の国内源泉所得は次の各号のように区分する。

8. 次のいずれかに該当する権利・資産または情報（以下“権利など”）を国内で使用するか、その対価を国内で支払う場合、その対価およびその権利などを譲渡することによって生じる所得。ただし、所得に関する二重課税防止協約で使用地を基準にその所得の国内源泉所得該否を規定している場合には、国外で使用された権利などに対する対価は国内支払の有無にもかかわらず、国内源泉所得と見ない。この場合、特許権、実用新案権、商標権、デザイン権など権利の行使に登録が必要な権利（以下“特許権など”）は、該当特許権などが国外で登録され、国内で製造・販売などに用いた場合には、国内登録可否に関係なく国内で使用されたと見る。

ア. 学術または芸術上の著作物（映画フィルムを含む）の著作権、特許権、商標権、デザイン、模型、図面、秘密の公式または工程、ラジオ・テレビ放送用フィルムおよびテープ、その他にこれと類似した資産や権利

イ. 産業上・商業上・科学上の知識・経験に関する情報またはノウハウ